種まき通信No.45

いつも市民派 ずっと無党派

小林じゅん子 議会だより

事務所　〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel.0263-83-4387（090-4546-3496）　Fax.0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/　メールはjunko@childnet.ne.jp

発行日：2014年1月25日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会12月定例会小林じゅん子の一般質問◆

Q.北小倉の廃棄物処理施設の危険な防音壁について 行政処分や改善命令のあり方は、県任せでよいのか

【質問】北小倉の廃棄物処理施設の防音壁に係って、市がとるべき適切な対応について、特に行政処分や改善命令のあり方についてどう考えているか。

【市長】8月22日に業者に対し市の調査結果を報告し、基準に適合するよう補強等の改善を要望した。業者からは市の調査結果に対する見解や、不明な点について報告があった。9月3日には防音壁の改良計画の図面が市に提出されたので、これに基いて改良・補強の検討をしているものと考える。

【質問】市としては、改善命令ではなく要望書という形でしか出せないというが、その法的な根拠は。

【市民環境部長】廃掃法による判断である。一般廃棄物の処分業については市町村長が許可する。施設については県知事の許可であるため、施設（防音壁）についての改善命令は市ではできない。

【質問】廃掃法の第19条の3第1項や同法施行令第3条の規定によれば、市町村も改善命令は出せると解釈できるがどうか。また、不正の手段によって許可を受けたとすれば、許可の取り消しまで及ぶのではないか。

【市民環境部長】そういう見解もあるが、市としてはソフトの部分（処分業）と、ハードの部分（施設）とは明確に切り分けて判断している。また、現時点での事実を捉えて不正と断定はできない。

【質問】業者は「県及び市に提出した書類について、安全性には自信がある」としながら、市の「行政指導ではない単なる要望」を受けて、「補強・補正をしてもいい」と答えているが、業者と行政の慣れ合いのようで疑問を感じるがどうか。

【市民環境部長】確かに多少は矛盾するとは思いうが、「改善の要望は真摯に受けとめたい」と言っているので、市はその言葉を信用する。

安曇野ぐらし なんでも相談室

個人的なことはけっこう政治的なのだ！

身近な話題・課題を持ち寄ってみんなで考えましょう。小林じゅん子の市政報告もあります。どなたもお気軽にご参加ください！

昼の部☀2月15日（土）13:30
夜の部☾2月15日（土）19:00
夜の部☾2日17日（月）19:00
場　所：市民ネット情報室
（薪ストーブの店・地平線倶楽部内）

問合せ：0263-83-4250（市民ネット情報室）
090-4546-3496（小林じゅん子）

訴訟費用ついに強制執行

安曇野菜園（三セク・トマト栽培施設）の住民訴訟に係る訴訟費用が、ついに強制執行されました。この訴訟費用請求について、小林純子は「支払う正当性を認めない」と支払い拒否して2年近く経過しましたが、この1月15日に1月分の議員報酬から、相当額を相殺されました。「相殺」ではなく「差し押さえ」のはずですが。そもそも住民訴訟は地方自治法に認められた市民の権利。私的・個人的な利益を求めて住民訴訟になることはないので、自治体側は原告敗訴が確定しても訴訟費用を請求しないのが通例なのですが……

それにしても、安曇野菜園の問題で市は7億円もの債権放棄（うち4億円は支払い免除）をしているのに、10万円の訴訟費用を血税だと強調するのはどうかと思います。なぜ住民訴訟にまで発展したのか。元はといえば行政の問題で、市民に非はありません。

Q.松枯れ対策を循環型エネルギー利活用につなげるために

安曇野市の12月定例市議会は12月11日(水)、一般質問が行われた。この日最後に質問した小林純子議員は「森林を最大の資源ととらえ、松枯れ被害をも逆手にとって循環型エネルギーの利活用を進める施策、安曇野モデルを展開しよう」と呼びかけ、宮沢市長の決断を迫った。

二日間で14議員が一般質問に立ったが、10日には松沢好哲議員が「安曇野で松枯れ対策の大プロジェクトを」と呼びかけ、11日には新人の竹内秀太郎議員が「安曇野の危機。被害木の全量処理へ事業集中せよ」と迫った。

小林議員は①押野周辺の松枯れ激甚地域で実施した更新伐事業の評価と今後の進め方 ②市の観光拠点、西山・山麓線地域も松枯れ拡大必至。どう対処 ③薬剤散布や焼却処分でなく安曇野の特性を生かした対策を考えるべき、と質した。

▼明科押野に整備した貯木場・昨年6月頃の状況

宮沢市長は「松枯れ対策はきわめて重要。県は何十年、数十億円使って取り組み、市も数億円を投じてきたが、収まる兆しが見えない。自然エネルギーを有効活用するため、天平の森に薪ボイラーを設置した。わずかな量だが、費用対効果を検証する。公共施設、山麓線の温浴施設にもボイラー3機を導入する。更新伐には地域の理解が必要。里山に関心を持ってほしい。県が塩尻で進めているバイオ発電、Fパワープロジェクトに期待する。早く実現してほしい」と当面の対策を説明した。

小林議員は「西山は観光拠点で、東山と異なる。どう対応するか」と聞いたのに対し農林部長は「西山は別荘地で、所有者不在も多い。地主との交渉、更新伐は厳しい。緊急に区長や山林関係者を集め、状況説明や対策を説明しなければならない」と多くの難問があることをを強調。商工観光部長は「しゃくなげ荘は、安曇野観光の玄関口。松枯れ対策で樹種転換のモデルにしたい。しかし、別荘地での更新伐・間伐は難しい。市独自の体制を作らないと」とその難しさを説明。

小林議員は「安曇野だけでは解決困難だからこそ、先頭に立って発信しよう。そうすれば国・県も手を差しのべる。山麓線周辺は別荘地で、山林とはいえ個人の庭、市独自の補助金制度が必要。被害木を伐って薪に作りボイラーで焚くという、循環型エネルギー利用のストーリーがしゃくなげ荘周辺で見える形にしたい。市民レベルでも、協働のまちづくりに通ずるプロジェクトが立ち上がっている。ピンチをチャンスに変える。市長、検討でなく決断を」と強く迫った。

宮沢市長は「各部局連携し、さらに実効性を高める。いい方向へ持って行く」と答弁。＊傍聴記＝横地泰英（安曇野市を考える市民ネットワーク）

http://www.city.azumino.nagano.jp/gikai/　安曇野市議会ホームページ→政務活動費（以前の政務調査費のことです）から収支報告書をご覧いただけます。

種まき通信No.45

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メールでお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年４回発行しています。そのうちの１回は新聞折込にてお届けしたいと考えています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？　5年延長

合併特例債の発行期限

三郷総合支所は取り壊し 交流学習センター建設へ

12月議会・宮澤市長の所信表明より

穂高支所については、穂高会館内に、支所機能と公民館機能の併設を検討して参りましたが、会館内に充足可能なスペースが確保できないことから、地域審議会の提言や総合支所等整備検討市民会議の報告を尊重し、現地建て替えの方向で検討を進めて参ります。

また、三郷支所については、合併特例債が５年間延長されたこともあり、地域審議会などからの提言等を踏まえ、現在の公民館棟の耐震工事にあわせて、その中に支所機能も一体的に取り入れていく方向としました。

なお、現在の建物では、維持管理費や年間光熱水費の支出が大き過ぎ、また、現在の支所棟のモダンなＲ形状はスペース的に無駄が多いため、後年度負担を考慮しながら、全面取り壊しを行うこととし、その跡地にコンパクトな交流学習センターの新設を検討して参ります。

さらに、堀金支所は、一階には、支所機能とともに水道料金センターなどを配置し、二階・三階は、地域審議会などからの提言を尊重しながら、市民が利用しやすいスペースとなるよう検討を進めて参ります。

……

種まき通信第45号を発行した現時点で、新年度予算はまだ査定中ですが、当初予算（一般会計）は400億円を超える見通しです。新本庁舎に加え「しゃくなげ荘」の日帰り温浴施設への建て替え、豊科公民館ホールや穂高会館の耐震補強等の大規模改修工事も進行中で、合併特例債の借り入れ額は今年度より37億円増えて165億円になる見込み。

合併特例債の発行期限が５年間延長したのは、東日本大震災の被災地の復興の助けとするため。安曇野市がそれに便乗するような形でハード事業を増やすことには反対です。国から認められる限度額より１００億円少ない３５０億円という利用枠のなかで借りていくから大丈夫というのですが、それならばむしろ借金返済が集中しないよう、5年間延長したなかで余裕をもって計画中のハード事業を吟味したらどうでしょうか。

特定秘密保護法について議員が意見交換

～会派の縛りか自己規制か、議論は盛り上がらず～

安曇野市議会では１２月１９日（木）朝９時から、特定秘密保護法について議員が意見交換をしました。１３日の総務委員会で「特定秘密保護法制定をしないことを政府に求める請願」が、その内容ではなく手続き上の問題で不採択になったことを受けて、「不採択は致し方ないが、請願の趣旨を生かして市議会として意見書を出したらどうか」ということになったからです。

ただ、意見書を出すにしても、「法律の慎重な運用を求める」のか「法律の廃止」なのか、はたまた「意見書の提出はしない」のか、委員会だけでは決められないので全員協議会で話し合おうということになったのです。議会基本条例もできたことだし、議員間討論や合意形成を丁寧にするべきという意見もあって、すんなり「全員協議会で意見交換」することが決まりました。

議会基本条例がなかったころの安曇野市議会だったらきっと、「意見書を出すなら提案者がそれぞれ取りまとめてくれればいい」で終わりだったと思います。私が議員年金制度の廃止を求める意見書提出を提案した時がそうでした。議会基本条例を作っておいてよかったと思いました。

さて、よかったなと思ったのはそこまで。１９日の全協での意見交換は、９時から始めた（昼まで３時間もある）のに、１時間したところで「キリがないから・・・」と終結。私は２回発言しましたが、一度も発言しない人が半数もいるというのに「キリがないから」と予定通り１時間で終わりにしてしまう議長の議事進行には大いに疑問を持ちました。

特定秘密保護法は一般市民からも不安や不信の声は高く、ましてや議員にとっては一言も二言も言いたいことはあるだろうに、この静けさ、この熱の無さは何だろうと思いました。公明、共産と無所属議員３名のほかは発言は少なく、聞いているだけの議員がほとんどで、意見交換とは程遠いものでした。

結局のところ意見書について合意には至らず、「慎重運用を求める」と「廃止・撤廃を求める」、そして「意見書提出の必要はない（公明党）」の三つの意見があることが分かった、というところでおしまいでした。傍聴者が十数名はあったでしょうか、おそらく肩すかしを食らった気分ではなかったでしょうか。

会派で事前に一定の考え方にまとめてきているので、全協では会派代表なり一家言ある人が発言すれば、ほかの人たちは黙っていた方が無難。そんな雰囲気さえ感じられました。「正直なところ秘密保護法についてはよく分からないから、会派の考えに従う」という人もあれば、「自分は廃止を望むが、会派にいるかぎりは妥協するしかない」という人もあり、結局は黙っているしかなかったのでしょうか。

こうなるともう、会派で否応なくまとめてしまってからの意見交換ですから、意見交換することによって再検討したり、気付いたり、考えが変わったりという可能性はほとんど無いということになります。

このように会派制が個々の議員活動よりも優先している安曇野市議会の現状では、このままいくと「議員相互の自由な討議を尊重すること」、「議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める」と明記した議会基本条例が有名無実になりかねません。そもそも、特定秘密保護法を云々する前に、会派内では言論の自由はあるのでしょうか？

安曇野市議会基本条例第５条は「議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる」となっています。「会派を結成することができる」ということは「会派を結成しなくてもいい」のだということなのですから、会派制の問題に早く気付いて方向転換していく必要がありそうです。しかし、そうはいっても、個々の議員の方向転換を困難にしているのも会派制なので、これはそう簡単なことではなさそうですが。

特定秘密保護法の「適正な運用方法を検討」を求める意見書採択

～小林じゅん子は「法の廃止」を求める意見書に賛成～

安曇野市議会は12月定例会最終日の20日（金）、本会議を開き、議事日程の最後に特定秘密保護法について出された議員提案を審議した。二つの意見書のうち、**「適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書」**を賛成多数で採択した。

増田、荻原、小林の３議員で提出した**「廃止を求める意見書」**は、「この法は〝何が秘密かも秘密〟というもの。政府が秘密と判断すれば秘密。範囲は拡大され、公務員のみならず一般市民まで処罰対象となる中身。国民主権や知る権利など基本的人権が侵される。強行採決でなく慎重審議すべきだった。安曇野市長も深く憂慮しており、市議会は法の廃止を求める」という内容。共産党の３議員も賛成に加わったが、こちらは反対多数で否決された。